

例4：現状や課題の記入例

d 運転者対策の推進（警察庁）

- ・ 飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多い。
- ・ 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故の増加が懸念

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課	政策評価実施予定時期	平成26年7月頃							
業績目標	運転者対策の推進	政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保									
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・進捗の推進状況(実績)				目標設定の考え方及び根拠				
① 悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故件数	悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故件数を22年よりも減少させる。	22年 (注)	27年	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年	悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の建立の度合いを測る一つの指標となるため。(第9次交通安全基本計画)
				飲酒運転(件)	260	270	256	238	227	256		
				無免許運転(件)	67	67	62	61	59	60		
				最高速度違反(件)	293	228	212	216	212	232		
				標識無視(件)	154	174	145	129	127	146		
				歩行者妨害等(件)	274	247	296	248	253	264		
指定場所一時不遵守(件)	152	134	126	92	122	125						
注 第9次交通安全基本計画(23年度～27年度)の基準となる22年の実績値を評価基準とした。												
② 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数を22年よりも減少させる。	22年 (注)	27年	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数の減少は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを測る一つの指標となるため。(第9次交通安全基本計画)
				70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	689	629	657	707	687	674		
				70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数(件)	9.5	8.1	8.0	8.0	7.4	8.2		
注 第9次交通安全基本計画(23年度～27年度)の基準となる22年の実績値を評価基準とした。												
参考指標				年ごとの実績値					参考指標の考え方			
① 70歳以上の高齢運転免許保有者数				項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年	70歳以上の高齢運転免許保有者数は、業績指標である「70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数」を算出する際の基礎数値となる。
					7,245,836	7,728,768	8,233,850	8,823,682	9,320,223	8,270,478		

(出典) 平成27年度警察庁事前分析表より抜粋

e 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（法務省）

- ・ 刑務所再入所者に占める無職者の割合は依然として高い割合で推移
※刑務所再入所者のうち、無職者が占める割合は、最近10年間に於いて増加傾向が続いており73%となっている。(「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月犯罪対策閣僚会議))
- ・ 測定指標：刑事施設における職業訓練の充実度等

施策名	矯正施設 ¹⁾ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課、少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (Ⅱ-5-(2))
達成すべき目標	刑事施設 ²⁾ における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	再入所に占める無職者の割合は毎年依然として高い割合で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。 ・ 犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止のための再犯防止対策ワーキングチームが策定した「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」(平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告) ³⁾ において、就労支援は、「帰住先・就労先確保のための仕組みの構築」として施策の柱の一つに位置付けられている。 ・ 上記「当面の取組」を踏まえ、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定) ⁴⁾ において、「社会における「居場所」と「仕事」を作る」ため、「就労の確保」を図ることが、再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており、総合的な再犯防止対策を進めるに当たり、就労支援の充実を図る必要がある。 ・ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) ⁵⁾ において、就労支援の推進が掲げられており、「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。

(出典) 平成27年度法務省事前分析表より抜粋

(3) 測定指標の定量化等

「測定指標」については、ガイドラインにおいて「原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可」とされており、現行では各府省で、約7割の測定指標が定量化されている。

経済財政運営と改革の基本方針 2015 において「行政に対する定量的な評価に係る取組が十分でない」、平成 27 年度の行政事業レビュー実施要領においても「成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと」と定められるなど、定量的評価が求められており、定量化が不十分な指標については引き続き定量化を図るべきである。

一方で、例 5 のように、測定指標の定量化の難しさが顕在化してきている施策も見受けられ、このような施策については、その特性に応じて定性的評価も活用していく必要がある。

また、測定指標を補う参考指標を活用している施策は全施策数の約 4 分の 1 を占めており、測定指標だけでは、施策を網羅的に評価することが困難な場合も考えられるため、例 6f 及び g のように必要に応じて測定指標を補完する参考指標を活用することが有益であると考えられる。

例 5：外務省政策評価アドバイザー・グループ第 22 回会合議事録抜粋

複雑な要素が絡む外交政策では、数値で効果を測る定量的な評価はなじみにくいとの点である。要人往来数、二国間会談数等の定量的な指標を設けているが、こうした指標は外交政策の進捗の一側面しか示さないものが多い。このため、当省の政策評価においては、定性的な測定指標による評価が中心となっている。

例 6：参考指標を活用している施策

f 観光立国を推進する（国土交通省）

- 参考指標：訪日外国人の満足度 等

施策目標	20 観光立国を推進する							担当部署名	観光庁	作成責任者名	観光戦略課長 高橋 一郎		
施策目標の概要及び達成すべき目標	観光からの復興、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上等の意義を有する観光立国の実現を図る。							施策目標の 評価結果	政策体系上の 位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域振興等の確保・強化	政策評価実施 予定時期	平成29年3月	
業績指標等	前期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の測定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値 設定年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度						
104 訪日外国人旅行客数	822万人	平成23年	881万人	922万人	936万人	1,036万人	1,341万人	△	2,000万人	平成26年	訪日外国人旅行客数については、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年8月26日閣議決定)及び「観光立国実現に向けたアクションプラン2014(平成26年8月1日観光立国推進閣僚会議決定)」において、平成26年までに2,000万人を目指すこととしている。		
105 外国人を含む帰国旅行者数	440万人	平成25年	-	410万人	404万人	409万人	410万人	△	500万人	平成26年	平成26年に訪日外国人旅行客が2,000万人に達したとき、「外国人延べ宿泊者数」は平成25年(訪日外国人旅行客1,036万人)の23.90万人倍の約47億7,700万人倍となる。「日本人延べ宿泊者数」は全体の大半(平成25年では432.32億万人倍)を占めるが、国内人口の減少が進むことから、滞在日数を伸ばすことによって現状維持を目指す。これを合計した500万人倍を目標に設定する。		
106 日本人海外旅行客数	1,699万人	平成23年	1,664万人	1,695万人	1,849万人	1,747万人	1,690万人	△	2,000万人	平成26年	観光は、国際相互理解の増進に重要な役割を果たすものであり、訪日外国人旅行客、日本人海外旅行客双方の「プラス」のたれた交流を図っていく必要がある。訪日外国人旅行客については、平成26年までに2,000万人を目指すという目標が定められているところであり、これを踏まえ、日本人海外旅行客数についても目標年度を達成し、平成26年までに2,000万人を目指す。		
107 訪日外国人旅行消費額	1,486億円	平成25年	1,186億円	938億円	1,186億円	1,486億円	2,086億円	△	3,000億円	平成26年	平成26年における訪日外国人一人当たり旅行支出は約15万円であり、平成26年に訪日外国人旅行客が2,000万人に達することを踏まえ、1,486億円を目標に設定する。当該目標値は「まちひとと心共创社会戦略(平成26年12月27日閣議決定)」において掲げられている。		
108 主要な国際会議の開催年数におけるアジアでの開催	-	-	1位	2位	1位	1位	1位	△	1位	平成26年	我が国の諸々の国際会議開催年数のトレンドを今後の発展方針により維持・向上させることで、両半減後の域内のアジア主要国との開催数の格差を半減し、アジア首位となるレベルを想定して、平成42年(2030年)にアジア7か国の国際会議開催国としての平等の地位を築くことを最終的な目標とする。なお、当該目標は日本再興戦略(平成26年8月14日閣議決定)、日本再興戦略(改訂2014)平成26年8月24日閣議決定において、40%以上定められている。目標達成のため、中間年度である2026年時点でも、アジア7か国の国際会議開催国としての平等の地位を築くこととする。目標値における定量的解釈は、過去5年のアジア地域の平均値がアジア首位となることを目指すこととする。		
109 訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい	-	-	-	-	74.0%	75.7%	74.5%	74.5%	74.5%	平成28年	観光分野の満足度や再来訪意向は、景観・自然・社会・経済動向が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことを踏まえ、「大満足」と回答する割合を45%、「必ず再訪したい」と回答する割合を90%とすることを目標とする。なお、当該目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。		
110 国内観光地域の旅行満足度、①観光満足度(大変満足)、②再来訪意向(必ず再訪したい)	-	-	-	-	78.7%	81.4%	79.7%	78.6%	79.7%	平成28年	観光分野の満足度や再来訪意向は、景観や自然が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことを踏まえ、調査割合を「20%程度」を目標とする。なお、当該目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。		

(出典) 平成 27 年度国土交通省事前分析表より抜粋

g 競争政策の広報・広聴（公正取引委員会）

- ・ 参考指標：セミナー参加者の内容理解度や満足度

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴	担当部署名	官務総務課	作成責任者名	官務総務課長 藤本 晋也
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広報活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。	政策体系上の位置付け	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成29年4月～7月
① 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解の増進を図る。	② 以下を初め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	③ 以下を初め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	④ 以下を初め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	⑤ 以下を初め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	
消費者セミナー参加者の内容理解度 [95%] (注2)	◎ 同左[88%]	◎ 同左[93%]	◎ 同左[84%]	◎ 同左[88%]	
消費者セミナー参加者の満足度 [71%] (注2)	◎ 同左[73%]	◎ 同左[74%]	◎ 同左[70%]	◎ 同左[79%]	

(出典) 平成 27 年度公正取引委員会事前分析表より抜粋

III. 今後の取組

目標管理型評価ワーキング・グループは、引き続き、政策評価を政策の見直し・改善に資するものとするを主眼として、「施策の特性に応じた評価」、「目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化」及び「測定指標の定量化等」の各フィジビリティの検証など、各府省の実情を踏まえながら必要な改善方策の検討を行う。

参考

◎経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）

[Ⅲ] 公共サービスのイノベーション

行政に対する定量的な評価、評価に基づく業務の効率化に係る取組が十分でなく、それらに関する情報開示も遅れていることを踏まえ、「公共サービスの徹底した見える化（現状、コストと政策効果）」、見える化された情報を用いた「エビデンスに基づくPDCAの徹底」、「マイナンバー制度の活用やITを活用した業務の簡素化・標準化」を3本柱として、重点的に取り組む。こうした取組により、行財政改革の遅れている国の機関、自治体等の取組を促すとともに、企業等による新サービスの創出を促進する。

（公共サービスの現状、コスト、政策効果等に関する徹底した見える化）

現状では、データ情報の形式の制約等から行政コスト等について予算・決算ベースでの横断的分析や時系列分析を行うことが困難なものもある。各府省庁、各自治体の行政経費やストック情報等を比較できるように、誰もが活用できる形での情報開示を集中改革期間内に抜本的に拡充する。

（エビデンスに基づくPDCAの徹底）

上記の徹底した見える化によって明らかにされる情報等に基づき、各府省庁は行政事業レビュー等において、歳出改革の効果に関する評価をはじめ、各事業の厳格な評価を行うとともに、その結果を公表する。さらに、評価の翌年度予算の要求に際しては、評価結果をどのように反映したか整理し公表する。

◎世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

（前略）データ駆動型の行政運営に取り組み、革新的かつ透明性の高い電子政府の実現を目指す。今後、政府においては、組織や業務の壁を越えた分野横断的なデータの利活用を含め、データを駆使した行政運営を強化し、政策企画や評価の高度化、サービスの品質向上、行政運営の効率化を図る。

◎行政事業レビュー実施要領（平成 27 年 3 月 31 日行政改革推進会議改定）（抄）

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

(2) レビューシートの作成

② レビューシートの作成に際しては、以下の点に特に留意するものとする。

ア 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。

ｃ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。

◎外部有識者一覧

田 中 啓（静岡文化芸術大学文化政策学部教授）

南 島 和 久（神戸学院大学法学部准教授）

西 出 順 郎（岩手県立大学総合政策学部教授）

深 谷 健（武蔵野大学法学部政治学科専任講師）

松 田 憲 忠（青山学院大学法学部教授）